

# 令和 7 年度 第 1 回龍ヶ崎市感染症対策委員会

日時：令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木）  
午後 7 時～

場所：市役所保健福祉棟 2 階健診室 2

…………… 次                      第 ……………

1    開    会

2    あいさつ

3    議    事

(1)委員長及び副委員長の選任について

(2)龍ヶ崎市新型インフルエンザ等行動計画の改定について

4    閉    会

# 龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

# 1 ≪新型インフルエンザ等と行動計画について≫

## ・ 新型インフルエンザ等とは…

ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的に急速に広がり、健康や社会に大きな影響を与える可能性がある、新型インフルエンザやその他の感染症（新型コロナウイルス感染症など）のことです。

発生時の対応は？

感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように、国等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画を予め定めます。

## 国・県・市の行動計画推移

- ① 国：新型インフルエンザ等対策政府行動計画  
H25. 6月策定 → R6. 7月改定
- ② 県：茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画  
H26. 2月策定 → R7. 3月改定
- ③ 市：龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画  
H26. 12月策定 → R8. 3月改定（予定）



市町村行動計画は、国・県の行動計画と整合性を持つことが求められています。

## 2 ≪龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策行動計画 主な改定のポイント≫

本改定では、新型コロナウイルス感染症対策の経験や課題を踏まえ、幅広い感染症による危機にも対応できる社会をめざし、主に以下のポイントを改定するものです。

### <(1)平時の準備の充実>

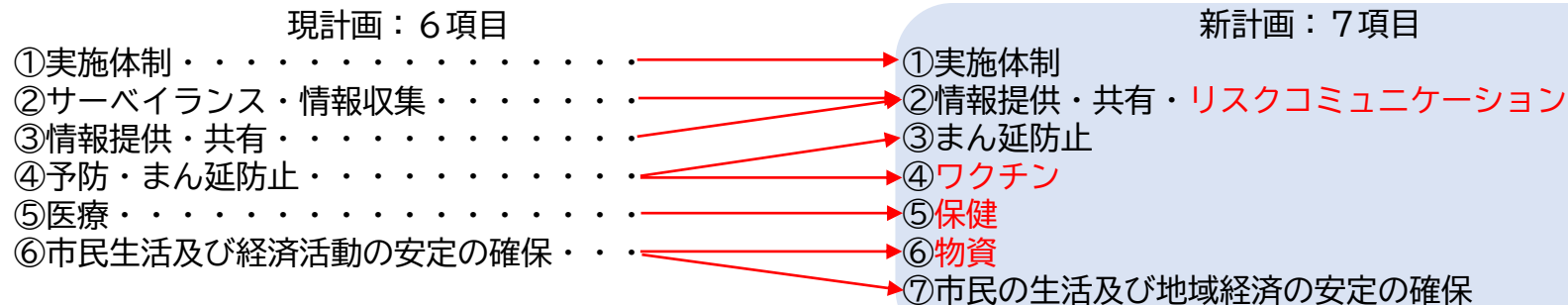
現行「未発生期」として記載していたものを「準備期」とし、準備期の取組を充実

現計画：情報収集、情報提供・共有等についての記載

新計画：研修や訓練の実施、人材育成、リスクコミュニケーションを含めた情報収集、DXの推進等についての記載

### <(2)対策項目の拡充>

現行の6項目から7項目に拡充



ワクチン接種の手法や準備期における必要物資の把握など、  
新型コロナウイルス感染症対策の経験や課題を踏まえた内容とする。

## <(3)新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階の考え方>

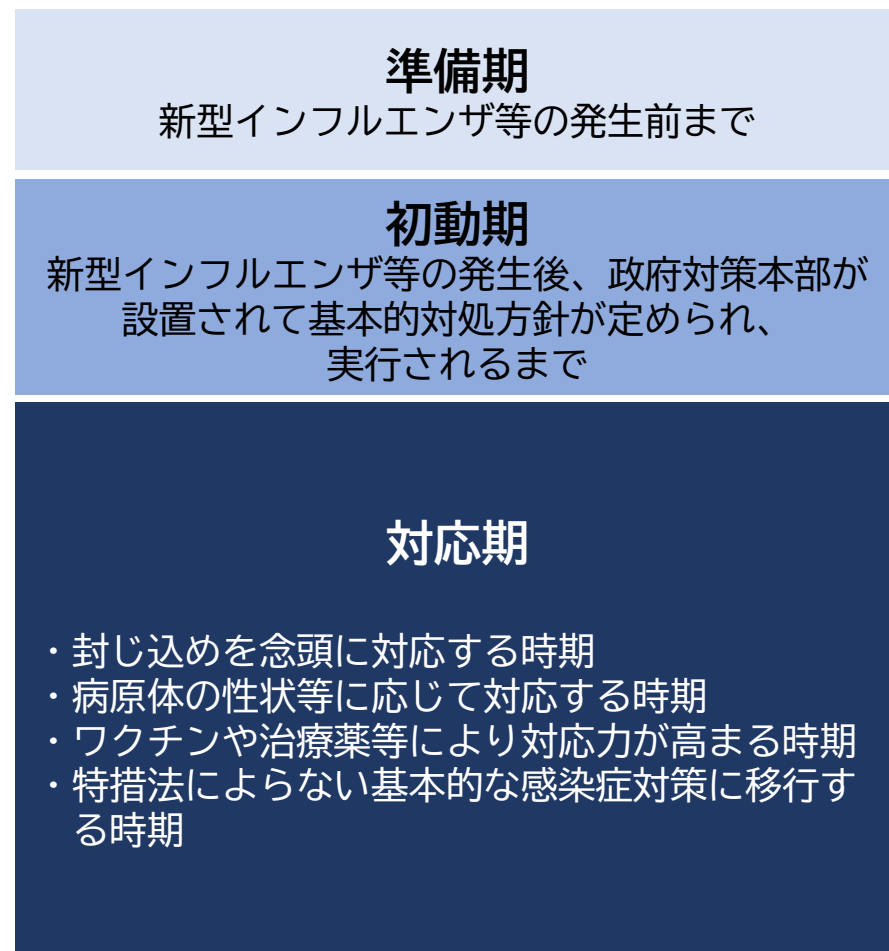
### 旧政府行動計画の発生段階 (国：5、県・市：6)



改定後

### 改定後政府行動計画の発生段階 (3段階)

※改定前後で一对一の関係にはないことに留意



以上を踏まえ市行動計画も3段階で整理する方針

### 3 ≪市行動計画の各対策項目の主な考え方≫

| 対策項目 |                      | 主な考え方                                                                                                                       | 主な対策内容                                                   |
|------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1    | 実施体制                 | 有事における全庁対応体制を構築できるよう、各部門の担当や役割等を確認し、危機管理部門と連携しながら業務継続計画を改定する。国等とも緊密に連携し、迅速な情報収集に努める。平時から訓練を実施し、感染拡大防止に対する実効的な対策を講じる体制を構築する。 | 体制整備、関係機関との連携、訓練の実施など                                    |
| 2    | 情報提供・共有・リスクコミュニケーション | 感染症危機において市民が適切な情報に基づいて行動できるように、平時から感染症に対する意識と理解を高めるような情報提供を行うとともに、双方向のコミュニケーションを通じたリスクコミュニケーション体制の整備を実施する。                  | 双方向のコミュニケーションを活用した市民への情報提供、偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発など          |
| 3    | まん延防止                | 市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するため、まん延防止対策により感染拡大を可能な限り抑制する。<br>また、感染状況の変化に応じて柔軟に対策を切り替え、市民の自由と権利への制約は最小限に留める。          | 基本的な感染対策の普及、市内でのまん延防止対策の準備や実施など                          |
| 4    | ワクチン                 | ワクチン接種により、感染や発症・重症化を防ぐことで、市民の生命及び健康を保護する。平時から医療機関や事業者、関係団体等とも連携を深め、具体的な接種体制を構築する。                                           | 関係機関との連携や接種体制の構築、接種の実施など                                 |
| 5    | 保健                   | 市民の生命及び健康を保護するため、適切な情報提供や生活支援等の優先的に取り組むべき業務を整理し、有事には、感染症対策の実施を担う保健所と連携を図り、市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。                    | 感染状況の情報共有、健康観察及び生活支援など                                   |
| 6    | 物資                   | 新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれる。このため、平時から事業者と連携し、感染症対策物資の備蓄、補充・確保に努める。                       | 必要な備蓄の確認、備蓄状況の把握、備蓄の補充・確保など                              |
| 7    | 市民生活及び地域経済の安定の確保     | 有事に生じ得る市民生活及び社会経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために、平時から事業者や市民等に必要な準備を行うよう促す。                                                             | マスク等生活必需品の備蓄の啓発、感染防止策や事業継続又は自粛等の周知、要支援者への支援、市内事業所等への支援など |

# 4 ≪市行動計画改定スケジュール≫

## <参考>

| 作業内容 |                 | 令和7年度           |  |      |  |               |  |      |   |           |   |       |  |               |  |       |           |      |  |      |   |  |  |
|------|-----------------|-----------------|--|------|--|---------------|--|------|---|-----------|---|-------|--|---------------|--|-------|-----------|------|--|------|---|--|--|
|      |                 | R7.6            |  | R7.7 |  | R7.8          |  | R7.9 |   | R7.10     |   | R7.11 |  | R7.12         |  | R8.1  |           | R8.2 |  | R8.3 |   |  |  |
| 計画進行 | 本市の取り組み         | 計画方針（案）の作成・部内了承 |  |      |  | 計画骨子案(概要版)の作成 |  |      |   | 計画素案の作成   |   |       |  | パブリックコメントへの対応 |  |       |           |      |  |      |   |  |  |
| 合意形成 | 庁議              |                 |  |      |  |               |  |      |   | ①<br>10/2 |   |       |  |               |  | ②     |           |      |  |      | ③ |  |  |
|      | 次長会議            |                 |  |      |  |               |  |      | ① |           |   |       |  |               |  |       |           |      |  |      |   |  |  |
|      | 龍ヶ崎市感染症対策委員会    |                 |  |      |  |               |  |      |   |           | ① |       |  |               |  | ②     |           |      |  | ③    |   |  |  |
|      | 市民参画（パブリックコメント） |                 |  |      |  |               |  |      |   |           |   |       |  |               |  |       | パブリックコメント |      |  |      |   |  |  |
|      | 議会（全員協議会）       |                 |  |      |  |               |  |      |   | 9月議会      |   |       |  |               |  | 12月議会 |           | ②    |  |      |   |  |  |
|      |                 | 計画完成            |  |      |  |               |  |      |   |           |   |       |  |               |  |       |           |      |  |      |   |  |  |

合意形成計画（内部：庁議・次長会議、外部：諮問機関・龍ヶ崎市議会）

① 計画骨子案（概要版）

② 計画素案

③ パブリックコメントの対応報告

# 龍ヶ崎市新型インフルエンザ等 対策行動計画骨子案

- 全体の構成は政府行動計画と同一としている。
- 記載の根拠となった政府行動計画又は政府ガイドラインのページを文末に付しており、「行〇〇」は政府行動計画上のページ数を、「G〇〇」は政府ガイドライン上のページ数を示している。
- 政府行動計画から抜粋している項目は記載が必要となる内容であり、政府ガイドラインから抜粋している項目は、市町村行動計画に必ずしも記載する必要はないが、記載を検討することが望ましい内容である。

令和 7 年〇月〇〇日

（国の市町村行動計画作成の手引きベース）

## 目次

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 第1部 龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成 .....    | - 2 -  |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 ..... | - 3 -  |
| 第1章 実施体制 .....                       | - 3 -  |
| 第1節 準備期 .....                        | - 3 -  |
| 第2節 初動期 .....                        | - 3 -  |
| 第3節 対応期 .....                        | - 4 -  |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....       | - 6 -  |
| 第1節 準備期 .....                        | - 6 -  |
| 第2節 初動期 .....                        | - 7 -  |
| 第3節 対応期 .....                        | - 7 -  |
| 第3章 まん延防止 .....                      | - 9 -  |
| 第1節 準備期 .....                        | - 9 -  |
| 第2節 初動期 .....                        | - 9 -  |
| 第3節 対応期 .....                        | - 9 -  |
| 第4章 ワクチン .....                       | - 10 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 10 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 13 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 15 - |
| 第5章 保健 .....                         | - 18 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 18 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 18 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 19 - |
| 第6章 物資 .....                         | - 20 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 20 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 20 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 20 - |
| 第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保 .....          | - 21 - |
| 第1節 準備期 .....                        | - 21 - |
| 第2節 初動期 .....                        | - 22 - |
| 第3節 対応期 .....                        | - 22 - |

## 第 1 部 龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）（第 8 条）等に基づき、龍ヶ崎市（以下「市」という。）が盛り込むべき内容を記した龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の構成を以下に示す。

| 目次                     | 記載内容                                                                                                                |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | ※ <input type="checkbox"/> は、法律上、市行動計画に記載が求められる事項の抜粋                                                                |
| はじめに                   | 目的・経緯等                                                                                                              |
| I：総論                   |                                                                                                                     |
| 1 新型インフルエンザ等対策の基本方針    | ・国、茨城県（以下「県」という。）の基本方針を参考とした基本的考え方・留意点等<br>法第 8 条第 2 項第一号・・・対策の総合的な推進に関する事項                                         |
| 2 対策の基本項目              | ・対策の骨子を整理。具体的には各論で記載                                                                                                |
| 3 対策推進のための役割分担         | ・県、関係機関との役割分担の他、「関係機関との協力体制」について<br>法第 8 条第 2 項第四号・・・対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項                            |
| II：各論                  |                                                                                                                     |
| 1 実施体制                 | ・発生段階ごとの実施体制、人材確保・育成や実践的な訓練等を通じた対応能力の向上。<br>法第 8 条第 2 項第一号・・・対策の総合的な推進に関する事項<br>法第 8 条第 2 項第三号・・・対策を実施するための体制に関する事項 |
| 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ・平時及び有時の情報収集方法・提供方法、リスクコミュニケーションの在り方。<br>法第 8 条第 2 項第二号イ・・・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供                     |
| 3 まん延防止                | ・市が実施するまん延防止措置。<br>法第 8 条第 2 項第二号ロ・・・新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置                                                        |
| 4 ワクチン                 | ・ワクチン接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）。<br>法第 8 条第 2 項第二号ロ・・・住民に対する予防接種の実施                                                     |
| 5 保健                   | ・感染症に係る情報提供・共有方法、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施など                                                                             |
| 6 物資                   | ・物資及び資材の備蓄等（法第 10 条）                                                                                                |
| 7 市民の生活及び地域経済の安定の確保    | ・県との情報共有体制の整備、有事の際の業務継続に向けた準備、物資及び資材（マスクや消毒薬等）の備蓄の奨励など<br>法第 8 条第 2 項第二号ハ・・・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置         |

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制<sup>1</sup>

#### 第1節 準備期

##### 1-1 実践的な訓練の実施

市は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（行 56）

##### 1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>2</sup>。（行 57）
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（行 57）
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。（行 58）

##### 1-3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（行 58）
- ② 国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（行 58）

#### 第2節 初動期

##### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

---

1 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

2 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、**市町村**が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

- ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>3</sup>や県が茨城県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、龍ヶ崎市対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（行 62）
- ② 市は、必要に応じて、第 1 節（準備期）1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（行 62）

## 2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>4</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>5</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。（行 63）

## 第 3 節 対応期

### 3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。（行 64）

#### 3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>6</sup>を要請する。（行 66）
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、近隣市町村又は県に対して応援を求める<sup>7</sup>。（行 67）

#### 3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>8</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>9</sup>し、必要な対策を実施する。（行 67）

---

3 特措法第 15 条

4 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

5 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、**保健所設置市等**以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する**市町村**は、地方債を発行することが可能。

6 特措法第 26 条の 2 第 1 項

7 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

8 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

9 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、**保健所設置市等**以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する**市町村**は、地方債を発行することが可能。

### 3-2 緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する<sup>10</sup>。  
市は、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>11</sup>。（行 69）

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>12</sup>。（行 70）

---

10 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

11 特措法第 36 条第 1 項

12 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>13</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 市における情報提供・共有について

リスクコミュニケーションとは、企業、行政、住民など、ある共通の事柄に関わるさまざまな関係者間で、共通の事柄に関する情報を相互に交換し、理解を深めるための活動のこと。単に情報を一方的に伝えるだけでなく、双方向で意見を交わし、お互いの不安や疑問を解消しながら、合意形成を目指すこと。

市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、近隣市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有が、市民等にとって有用な情報源としての認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。（G22）

##### 1-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けるとがあるとされている<sup>14</sup>。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことも考えられる<sup>15</sup>。（G22）

13 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

15 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

### 1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。  
（行 87）

## 第2節 初動期

### 2-1 情報提供・共有

#### 2-1-1 市における情報提供・共有

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、近隣市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（G22）

#### 2-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。（G22）

### 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。（行 89）

## 第3節 対応期

### 3-1 情報提供・共有

#### 3-1-1 市における情報提供・共有

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、近隣市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（G22）

#### 3-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施

するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。（G22）

### 3-2 基本的方針

#### 3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（行 92）

## 第3章 まん延防止<sup>16</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（行 105）

### 第2節 初動期

#### 2-1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国・県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（行 107）

### 第3節 対応期

#### 3-1 市内小中学校や市内保育所及び公共施設等に対する要請

##### 3-1-1 休業や営業時間の変更

市は、国・県からの要請を受けて、必要に応じた措置を取る。

また、緊急事態措置として、市内にある小中学校や市内保育所及び公共施設等の多数の市民等が利用する施設の使用制限や停止等の措置を行う。

##### 3-1-2 まん延防止のための措置の要請

指定管理の公共施設やその他多数の市民が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対し、市は、必要に応じて、まん延防止をするために必要な措置を講ずることを要請する。

---

16 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。**市町村**が実施するまん延防止措置を記載する。

## 第4章 ワクチン<sup>17</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、新型コロナワクチン集団接種の経験等を踏まえ、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（G7）

#### 1-2 ワクチンの供給体制

市は、管内を担当（所管）する卸売販売事業者の在庫状況や配送、融通方法等の迅速な把握が可能な体制を構築する。また、ワクチン供給に当たっては、管内の医療機関と密に連携を図っていく。（G8）

#### 1-3 接種体制の構築

##### 1-3-1 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方について整理する。また、市は、龍ヶ崎市医師会（以下「市医師会」という。）等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（行 121）

##### 1-3-2 特定接種

- ① 特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した際に、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策に携わる職員に対し、市民に先んじて行う予防接種のことである。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。（行 121）
- ③ 特定接種の対象となり得る職務（市保健師等ワクチン接種に従事する職員）については、市において対象者を把握し、国宛てに人数を報告する。（G14）

---

17 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

### 1-3-3 住民接種

市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。（行 122）

- （ア） 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>18</sup>。（行 122）
  - a 市は、住民接種については、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。（G19）
  - b 市は、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部門、障害保健福祉部門等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。（G19）
  - c 市は、医療従事者の確保について、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。また、市医師会や医療機関等の協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に連携を図る。（G20）
  - d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、接種会場の接種の流れを検討する。また、適切な状況を維持できるよう配慮する。（G20）
- （イ） 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外の医療機関における接種を可能にするよう取組を進める。（行 122）
- （ウ） 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（行 122）

### 1-4 情報提供・共有

#### 1-4-1 市民への対応

市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。（G22）

---

18 予防接種法第6条第3項

#### 1-4-2 衛生担当部門以外の分野との連携

市担当部門は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生担当部門以外の分野、具体的には市介護保険部門、障害福祉部門等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市担当部門は、市教育委員会等との連携に努める必要がある。（G23）

#### 1-5 DX の推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該システムの整備を行う。（G24）
- ② 市は、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（G24）
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。（G24）

## 第2節 初動期

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行い、実施が必要な場合は、必要な準備を行う。（行 129）

### 2-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節 1-2 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（G29）

### 2-2 接種体制

#### 2-2-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、市医師会等の協力を得て、その確保を図るなど、接種体制を構築する。（G30）

#### 2-2-2 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（G31）
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の想定業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も含めた上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（G31）
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定するとともに、それぞれの業務についての優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部門及び福祉事務所、市介護保険部門、障害福祉部門とが連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、積極的に外部委託を活用するなど、業務負担の軽減策も検討する。（G31）
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。（G32）
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、多人数への接種を行うことのできる体制を確保する。（G

32)

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部門等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（G33）
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。（G33）
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。（G33）
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるよう、あらかじめ、市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、茨城県医師会等の地域の医療関係者や消防機関と、適切な連携体制を確保する。（G33）
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管方法、その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。（G34）
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、接種の流れが滞ることがないように配慮する。（G35）

### 第3節 対応期

#### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（G37）
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（G37）
- ③ 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県が中心となっていく関係者に対する聴取や調査等を通じて、ワクチンの融通等を受ける。（G38）

#### 3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（行 131）

##### 3-2-1 特定接種

###### 3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（行 132）

##### 3-2-2 住民接種

###### 3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（行 132）
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（G42）
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（G42）
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場

合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（G42）

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。（G42）
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部門等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（G42）

#### 3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（行 132）
- ② 市町村が行う接種勧奨や接種会場、接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用した周知を行う。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。（G43）

#### 3-2-2-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部門等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（行 132）

#### 3-2-2-5 接種記録の管理

国、県及び市は、各自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（行 133）

#### 3-3 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（G50）

#### 3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予

防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。（行 134）

- ② 市町村は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。（G45）
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、対象疾病がまん延しないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（G45）

#### 3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（G46）

#### 3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。（G47）
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には様々な混乱も起こり得ることから広報に当たっては、優先接種の意義等、ワクチンの有効性・安全性、接種時期や方法などを分かりやすく伝えることに留意する。（G47）

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。有事における円滑な連携のため、県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておく。（G22）

#### 1-2 訓練の実施や体制整備・強化

市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

### 第2節 初動期

#### 2-1 情報提供・共有

##### 2-1-1 市における情報提供・共有

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、近隣市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（G22）

また、市は相談窓口（コールセンター）などを用いた、必要な情報提供を行う体制を構築する。

#### 2-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>19</sup>等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行えるよう準備する。（行 205）

---

19 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

### 第3節 対応期

#### 3-1 主な対応業務の実施

##### 3-1-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。（行 186）
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（行 187）

## 第6章 物資<sup>20</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等<sup>21</sup>

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等をするとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>22</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>23</sup>。（行192）

また、感染症対策物資の調達が必要となった際に、優先供給を受けるため、事前に事業者と協定を結ぶ等、平時から準備をしておく。

### 第2節 初動期

#### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認及び確保<sup>24</sup>

- ① 市は、感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。また、国・県と連携し、必要な感染症対策物資等を確保する。
- ② 市は、感染症対策物資について、市内等で必要な数の調整を行い、市と協定を結んでいる事業者等から購入し、必要量を確保する。

### 第3節 対応期

#### 3-1 感染症対策物資等の確保<sup>25</sup>

市は、初動期に引き続き備蓄状況を確認し、必要に応じ、感染症対策物資等を確保するよう努める。

---

20 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

21 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

22 特措法第10条

23 特措法第11条

24 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

25 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

## 第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保<sup>26</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部門間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（行 200）

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（行 200）

#### 1-3 市役所業務における業務継続の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（行 57）

#### 1-4 物資及び資材の備蓄<sup>27</sup>

① 市は、市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>28</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>29</sup>。（行 201）

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（行 202）

#### 1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>30</sup>等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把

---

26 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

27 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

28 特措法第10条

29 特措法第11条

30 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

握とともにその具体的手続を決めておく。（行 202）

#### 1-6 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部門等の関係機関との調整を行うものとする。（G3）

### 第2節 初動期

#### 2-1 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（行 204）

### 第3節 対応期

#### 3-1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（行 205）

##### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>31</sup>等に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（行 205）

##### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>32</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（行 205）

---

31 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

32 特措法第45条第2項

#### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。（行 206）
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（行 207）
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（行 207）
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>33</sup>。（行 207）

#### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（行 207）
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じ、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（G4）
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。（G5）
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（行 207）
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（G6）
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるととも

---

33 特措法第 59 条

に、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（G6）

- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（G6）

### 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（行 208）

#### 3-2-2 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である県南水道企業団に対し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するよう要請する。（行 208）

## &lt;参考&gt;

## 龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

## 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

- 1 新型インフルエンザ等とは
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
  - (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法
  - (2) 行動計画の策定の経緯と改定の目的

## 第2章 対策の実施に関する基本的な考え方等

- 1 対策の目的及び基本的な戦略
- 2 対策の基本的な考え方
  - (1) 対策の選択的实施
  - (2) 社会全体での取組
- 3 対策の方向性
  - (1) 基本的な対策の方向性
  - (2) 時期ごとの対策の考え方
- 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
  - (1) 平時の備えの整理や拡充
  - (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
  - (3) 基本的人権の尊重
  - (4) 危機管理としての特措法の性格
  - (5) 関係機関相互の連携協力の確保
  - (6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応
  - (7) 感染症危機下の災害対応
  - (8) 記録の作成や保存
- 5 対策推進のための役割分担
  - (1) 国の役割
  - (2) 地方公共団体（県・市）の役割
  - (3) 医療機関の役割
  - (4) 指定（地方）公共機関の役割
  - (5) 登録事業者
  - (6) 一般の事業者
  - (7) 市民

## 第3章 市行動計画における対策項目と実行性確保のための取組等

- 1 市行動計画における対策項目等
  - (1) 主な対策項目
  - (2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点
- 2 市行動計画の実行性確保のための取組
  - (1) E B P Mの考え方に基づく政策の推進
  - (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持
  - (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
  - (4) 行動計画の定期的な見直し
  - (5) 関係マニュアルの策定等による対策の具体化

## 第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 1 実施体制
  - 基本理念
  - 市の対策行動

準備期

初動期

対応期

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

■ 基本理念

■ 市の対策行動

準備期

初動期

対応期

## 3 まん延防止

■ 基本理念

■ 市の対策行動

準備期

初動期

対応期

## 4 ワクチン

■ 基本理念

■ 市の対策行動

準備期

初動期

対応期

## 5 保健

■ 基本理念

■ 市の対策行動

準備期

初動期

対応期

## 6 物資

■ 基本理念

■ 市の対策行動

準備期

初動期

対応期

## 7 市民生活及び地域経済の安定の確保

■ 基本理念

■ 市の対策行動

準備期

初動期

対応期

用語集

付録